

水田活用の直接支払交付金における 5年水張りルールの変更について

水田政策を、令和9年度から根本的に見直します。水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金（水活）を、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換します。

このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めません。

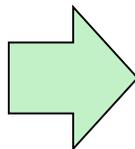
※ 現行水活の**令和7年度、8年度の対応として、**水稲を作付け可能な田について、**連作障害を回避する取組を行った場合、**水張りしなくても、**交付対象とします。**

（食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）に位置づけられています。）

現行の「水田活用の直接支払交付金」におけるルールの変更内容

現行ルール

- 令和4～8年度の間、
- 水稲作付 又は
 - 1か月以上の湛水管理
(かつ、連作障害による収量低下等の発生が確認されていないこと)



変更後ルール

- 令和4～8年度の間、
- 水稲作付 又は
 - 1か月以上の湛水管理 又は
 - 連作障害を回避する取組
(令和7年度又は8年度)

※ 令和4～6年度に、水稲作付又は1か月以上の湛水管理に取り組んだ場合は、令和7年度又は8年度の連作障害回避の取組は必須ではありません。

※ 1か月以上の湛水管理を実施した場合、連作障害による収量低下が発生していないことの確認は求めないこととします。

連作障害を回避する取組とは

- 土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む）の施用
- 土壌に係る薬剤の散布
- 後作緑肥の作付け
- 病害虫抵抗性品種の作付け
- その他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組

例えば・・・

- 最適な土壌pHに矯正するため、播種前に苦土石灰を施用
- 土づくりに向け、播種前に、発酵鶏糞を施用
- センチュウ対策として、作付前に、くん蒸型の薬剤を使用し、土壌を消毒 など

注意点

令和7年度又は8年度における取組が対象であり、令和6年度以前に実施された取組は対象外です。

連作障害回避の取組の確認方法について

農業者の皆様におかれては、「連作障害を回避する取組」を行ったことの根拠資料として、

- 取組を講じたことが分かる書類（作業日誌、栽培管理記録簿等）や
- 当該作業に用いた資材の入手状況が分かる資料（購入伝票等）

を保管し、地域農業再生協議会の求めに応じて提出できるようにしておいてください。

お問合せ先

羽島市地域農業再生協議会

事務局：羽島市農政課

連絡先：058-392-1111（内線：2624）

東海農政局 岐阜県拠点

連絡先：052-271-4407

東海農政局 生産部 生産振興課

連絡先：052-223-4622